

20180523 北海道第 12 号
平成 30 年 5 月 30 日

北海道経済産業局長 児嶋 秀平

特定開発者の募集に係る実施要項

鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき平成 30 年 5 月 30 日付け 20180523 北海道第 12 号をもって指定した特定区域について、同条第 3 項の規定に基づき下記のとおり特定開発者の募集に係る実施要項を定める。

記

1. 特定区域の所在地
陸域：北海道足寄郡足寄町新町 2 丁目 10 番地
2. 特定区域の面積
15 ヘクタール
3. 設定する鉱業権の種類及びその目的とする特定鉱物の名称
 - (1) 設定する鉱業権の種類
採掘権
 - (2) 目的とする特定鉱物の名称
可燃性天然ガス
4. 特定開発者の募集を開始する日及び募集の期間
 - (1) 特定開発者の募集を開始する日
平成 30 年 5 月 30 日
 - (2) 募集の期間
平成 30 年 11 月 30 日までの 6 か月間
(募集最終日の 17 時までに必着のこと)

5. 特定鉱物の掘採計画を定めるべき期間

5年

6. 特定開発者を選定するための評価の基準

(1) 特定鉱物の合理的な開発

- ① 鉱床の完全な開発を目指す計画であるか。
- ② 経済的な開発を行う計画であるか。

(2) 公共の利益の増進

- ① 我が国における特定鉱物の安定供給に資する計画であるか。
- ② 鉱害の防止や環境への配慮について考慮された計画であるか。

7. その他

(1) 申請書類

- ① 特定鉱物を目的とする鉱業権の設定の申請書（鉱業法施行規則（昭和26年通商産業省令第2号）様式第13の1）
- ② 事業計画書（同様式第13の2）
- ③ 区域図（同様式第26）

※それぞれ原則としてA4版にて、①及び②については各1部、③については4部を片面印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて申請書類の中に折り込むこと。

※上記提出物について、可能な限り電子媒体でも提出すること。その際のファイル形式は、原則として、一太郎、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel 又は PDF 形式とし、CD-Rにて提出すること（これに抛りがたい場合は、北海道経済産業局まで申し出ること。）。

※申請書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙を貼ること（その収入印紙には、消印をしないこと。）。

※自己の試掘鉱区と重複してその目的となっている鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする採掘権の設定の申請をする場合には、「4 試掘権の登録番号」を記載し、納税証明書又は現に鉱区税を滞納していることが天災その他のやむを得ない事由によるものであることを証する書面を添えること。

※自己の試(採)掘出願地と重複してその目的となっている鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする採(試)掘権の設定の出願をする場合には、「4 もとの試(採)掘出願番号」を記載すること。

※氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

※申請者に対し、鉱業法第39条第4項に規定により準用する同法第26条の規定に基づき、事業の設備に関する設計書の提出を命ずる場合がある。

※2人以上による共同申請の場合、うち1人を代表者と定め、その旨の届出書を添付すること。また、申請書には、共同申請者の全員が記名押印又は署名すること。

(2) 添付書類

- ① 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書又は日本国民若しくは日本
国法人であることを証する書面
 - ② 事業に要する資金の額及びその調達方法を記載した書類並びにこの資金の調
達方法を確認すべき書類
 - ③ 申請人が法人である場合にあっては、直前3年の各事業年度の貸借対照表及び
損益計算書、定款並びに役員の履歴書
 - ④ 主たる技術者の履歴書
 - ⑤ 鉱物の掘採に係る体制を記載した書面
 - ⑥ 鉱業法第29条第1項第3号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓
約する書面
 - ⑦ 鉱害賠償が生じた場合に備えた支払い能力を証する書面その他経理的基礎及
び技術的能力を確認するために必要となる書類
- ※各1部提出すること。

(3) 申請書類の提出方法及び提出先

- ① 提出方法：郵送
- ② 提出先：北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課
住所：〒060-0808
北海道札幌市北区北8条西2丁目
札幌第1合同庁舎4階北
電話番号：011-709-1723
FAX番号：011-709-4138
電子メールアドレス：hokkaido-shigen-nenryo@meti.go.jp
担当：山崎、館小路(たてこうじ)

(4) その他留意事項

- ① FAX及び電子メールによる提出は受け付けない。申請書に不備がある場合は
不受理とする。
- ② 募集の期間を過ぎての提出は受け付けない。配達都合で期間内に届かない場
合があるため、期限に余裕をもって送付すること。
- ③ 提出された申請書類は特定開発者の選定に関する審査以外の目的には使用せ
ず、機密保持には十分配慮して取扱う。ただし、「行政機関の保有する情報の公
開に関する法律」(平成11年法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、
法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となるため了承
の上で申請すること。
- ④ 不受理の場合を除き申請書類は返却しない。
- ⑤ 必要に応じて、用語解説などを添付すること。
- ⑥ 申請者は申請の際、申請内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うた
めの資料を、添付資料として申請書に含めることができる(その際、申請書本文
と添付資料の対応が取れるようにする。)

- ⑦ 北海道経済産業局から連絡が取れるよう、申請書には連絡先（電話番号、FAX番号及び電子メールアドレス）を明記すること。
- ⑧ 提出物を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、別紙の質問状に必要事項を記載の上、FAX又は電子メールで、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課宛てに提出すること。なお、回答に1～2週間程度要する場合がありますので、十分に余裕をもって提出すること。
- ⑨ 上記の申請書構成、様式及び留意事項に従った申請書ではないと経済産業省が判断した場合は、申請書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

(別紙)

質問状

氏名又は名称			
住所			
電話番号		F A X 番号	
質問者			
質問に関連する文書名及び頁			
質問内容			